

○ 高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」条例

平成 17 年 6 月 29 日

津山市条例第 107 号

改正 平成 20 年 6 月 24 日条例第 29 号

平成 25 年 12 月 25 日条例第 44 号

高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」条例（平成 17 年津山市条例第 64 号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第 1 条 市民の健康の増進，交流及び介護予防の拠点施設として，高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」（以下「めぐみ荘」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 めぐみ荘は，津山市加茂町小中原 143 番地に置く。

（施設）

第 3 条 めぐみ荘に次の各号に掲げる施設を設置する。

- （ 1 ） 会議室
- （ 2 ） 和室
- （ 3 ） ビリヤード室
- （ 4 ） 温泉施設

（めぐみ荘の管理）

第 4 条 めぐみ荘の管理は，津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年津山市条例第 100 号。以下「指定手続等条例」という。）に基づき，市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 5 条 前条により指定管理者が管理を行う場合，指定管理者は，次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （ 1 ） めぐみ荘の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- （ 2 ） めぐみ荘の維持管理に関する業務
- （ 3 ） めぐみ荘の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- （ 4 ） めぐみ荘の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- （ 5 ） めぐみ荘の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、めぐみ荘の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第 6 条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第 10 条まで、第 12 条、第 13 条及び第 15 条から第 17 条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第 7 条第 1 項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第 7 条 めぐみ荘の開館時間は、午前 10 時 30 分から午後 9 時 30 分までとし、温泉施設の利用時間は、午前 11 時から午後 9 時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 8 条 めぐみ荘の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたる場合は、その日後において最も近い休日でない日とする。

(2) 12 月 31 日

(利用の許可)

第 9 条 第 3 条に掲げる施設(温泉施設を除く。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、めぐみ荘の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) めぐみ荘の施設又は設備若しくは器具(以下「施設等」という。)を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、めぐみ荘の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第 10 条 利用の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)又は温泉施設の利用者は、別表第 1 の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。

- 2 前項の利用料金は、前納とする。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

（利用料金の収入等）

第11条 市長は、めぐみ荘の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者にめぐみ荘の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

- 4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、めぐみ荘において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

（利用料金の減免）

第12条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

（利用料金の不還付）

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第14条 許可利用者は、めぐみ荘を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第15条 市長は、許可利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

（1） この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

（3） 第9条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

- 2 前項の処分によって、許可利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

（入場の制限）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、めぐみ荘の管理上支障があると認めるとき。

(原状回復義務)

第 1 7 条 許可利用者は、めぐみ荘の利用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第 1 5 条第 1 項の規定により利用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 市長は、許可利用者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、それに要した費用を許可利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第 1 8 条 許可利用者その他の施設を利用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 1 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 0 年 6 月 2 4 日条例第 2 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日条例第 4 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」条例別表第 1 の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) 以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定及び適用日以後に徴収する温泉施設の利用料金について適用し、適用日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定及び適用日前に徴収する温泉施設の利用料金については、なお従前の例による。

3 適用日前に、この条例による改正前の高齢者総合福祉施設「めぐみ荘」条例の規定により発行された 1 回券及び回数券については、適用日以後も使用することができる。

別表第１（第１０条・第１１条関係）

１ 会議室，和室，ビリヤード室

区分	単位	基本料金	追加料金
会議室	１室	１，０２０円	２００円
和室３２畳	１室	３，０８０円	６１０円
和室２０畳	１室	２，０５０円	４１０円
和室６畳	１室	１，０２０円	２００円
ビリヤード室	１人	２００円	２００円

備考 「基本料金」とは，許可時間が会議室及び和室については４時間まで，ビリヤード室については１時間までの利用料金の額をいい，「追加料金」とは，その時間を超えて利用した時間（１時間未満の端数は，１時間とする。）１時間当たりの利用料金の額をいう。

２ 温泉施設

区分	本市の住民		本市の住民でない者	
	１回券	回数券	１回券	回数券
中学生以上	３００円	１２回分 １回券１０枚分の料金 ２５回分 １回券２０枚分の料金 ４０回分 １回券３０枚分の料金 ６０回分 １回券４０枚分の料金	５１０円	１２回分 １回券１０枚分の料金 ２５回分 １回券２０枚分の料金 ４０回分 １回券３０枚分の料金 ６０回分 １回券４０枚分の料金
３歳以上小学生以下	１５０円	１２回分 １回券１０枚分の料金	２５０円	１２回分 １回券１０枚分の料金

備考 ３歳未満の者は，無料とする。